



青梅市立第五小学校

P T A 会 則

平成31年4月27日改訂
令和3年5月7日改訂

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、青梅市立第五小学校PTAという。

第2条 この会の事務所は青梅市立第五小学校内に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 児童の校外生活および健康と安全に関すること。
2. 児童の教育的環境の整備をはかること。
3. 会員の教養向上をはかること。
4. その他必要と認めること。

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体であり、政治的、宗教的な他団体と関係を持たない。

第6条 この会は、学校の教育活動に協力するが、学校の管理や人事に干渉しない。

第3章 会 員

第7条 この会は次の会員をもって組織する。

1. 青梅市立第五小学校に在籍する児童の保護者。
2. 青梅市立第五小学校の教職員。

第8条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第4章 本部役員および委員

第9条 この会に次の本部役員および委員をおく。

会長	1名	副会長	5名以内	
庶務	5名以内	会計	5名以内	会計監査 3名
運営委員	若干名	学級委員	若干名	
支部委員	若干名	専門委員	若干名	

第10条 本部役員および委員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これにあたる。
3. 庶務は、この会の事務全般を行う。
4. 会計は、この会の会計全般を行う。
5. 会計監査は、この会の会計を監査する。
6. 運営委員は、会務の審議および全体計画、各委員の連絡調整等、会の運営にあたる。
7. 学級委員は、学級PTA活動にあたる。
8. 支部委員は、支部PTA活動にあたる。
9. 専門委員は、専門的分野において、その分掌活動を行う。

第11条 会長、副会長、庶務、会計は、別に定める本部役員選出委員会が候補者を推薦し、総会の承認を求める。会計監査は、本部役員を兼ねることができない。委員の選出については、別に定める。

第12条 本部役員および委員の任期は、1年とする。ただし再任をさまたげない。

第5章 会議および運営組織

第13条 この会を運営し、活動を行うために次の会議および組織をおく。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 運営委員会
4. 学級(学年)PTA
5. 支部PTA
6. 専門委員会

第14条 会議および運営組織について、次のとおり定める。

1. 総会は、この会の最高決議機関であって、毎年1回定期に開く。総会は、本部役員および会計監査の承認、事業計画、予算、決算、その他重要事項を審議決定する。定期総会のほか、運営委員会が認めたときは、臨時総会を開くことができる。
2. 諸般の事情により、集合及び対面での会議が困難と判断される場合、本部役員(会長)は学校長と協議し、議決権行使書や委任状等の提出による書面決議を実施し、各種会議の決定の代替とすることができる。
3. 総会は、3分の2以上の世帯の出席がなければ開会することはできない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない世帯は、委任状をもって出席にかえ、評決を委任することができる。
4. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
5. 本部役員会は、正副会長、庶務、会計をもって構成し、総会に付議する原案を定め、会の常務を処理すると共に、緊急を要することを処理する。
6. 運営委員会は、本部役員および運営委員会をもって構成し、会務の審議および本部役員会より委任された事項の執行にあたる。また、年度中本部役員に欠員が生じた場合の補充について審議決定する。
7. 学級(学年)PTAは、同一の学級(学年)に所属する保護者および学級(学年)担当教師をもって構成し、話し合い活動、研修活動、授業参観等の学級(学年)PTA活動を行う。
8. 支部PTAは、同一地区在住の保護者と地区担当の教職員との会で、会員相互の親睦、校外生活指導、安全指導、地域の環境整備等の支部PTA活動を行う。支部の区分については別に定める。
9. 専門委員会は、別に定める専門委員が業務を分担し、校外指導、レクリエーション等の分掌活動を行う。
10. 特別委員会は、運営委員会が必要と認めた場合、臨時に組織され、その業務を行う。

第6章 会計

第15条 この会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてる。会費は一世帯あたり年額3000円とする。

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更 その他

第17条 この会則の改正は、総会の決議による。

第18条 この会に必要な細則は、運営委員会で定め、改正することができる。

第19条 校長(副校長)はすべての会議に出席して意見を述べるることができる。

付 則 この会則は、昭和59年5月13日より施行する。

平成元年5月7日一部改正

平成7年5月20日一部改正

平成15年5月2日一部改正(第4章、第9条)

平成16年5月15日一部改正(第5章、第14条 4項目)

平成20年5月10日一部改定

(第5章、第14条6項を一部改定。この改定の施行は平成21年4月1日とする。)

(第7章、第19条改正)

平成23年5月7日一部改正(第4章第9条改正、第5章第14条第2項および第3項を追加のため、第2項を第4項に繰り下げ、順次繰り下げることとする。)

平成25年5月11日一部改正(第4章章題および同章第9条、第10条、第11条、第12条、第5章第13条、第14条)。ただし、第11条に定める本部役員選出委員会の名称の使用については、平成26年度の委員選出時から用いるものとし、平成25年度については、なお従前の名称を用いるものとする。

平成31年4月27日一部改正(第5章第14条第8項)

令和3年5月7日一部改正(第5章第14条2項を追加のため、第2項を第3項に繰り下げ、順次繰り下げることとする。)

青梅市立第五小学校 PTA 細則

第1章 本部役員および委員の選出

第1条 本部役員および会計監査の選出区分を次のとおりとする。

会長1名 保護者から
副会長5名以内 保護者から4名以内、副校長1名
庶務5名以内 保護者から3名以内、教職員から2名
会計5名以内 保護者から3名以内、教職員から2名
会計監査3名 保護者から

第2条 学級委員は、学級毎に互選によって若干名を選出する。
学級委員の互選によって、学級委員長正副各1名を選出する。
学級委員は、学年委員となる。

学級委員長の互選により、学年委員長1名、副委員長若干名を選出する。

第3条 支部委員は、支部毎に互選によって若干名選出する。
支部委員の互選によって、支部委員長、支部副委員長若干名を選出する。

第4条 専門委員の種別毎の互選により、正副委員長各1名を選出する。

第5条 運営委員となるものは、次のとおりとする。

1. 学年委員長
2. 支部委員長
3. 専門委員長
4. 本部役員選出委員長

第6条 教職員からの役員の選出および委員の委嘱については、校長の意見を聞く。

第7条 会則11条に定める、本部役員選出委員会の構成は、次のとおりとする。

1. 学級委員の中より、各学年1名。
2. 支部委員の中より、各地区1名。
3. 教職員より2名

第2章 専門委員会

第8条 専門委員会の種別、担当者、主な活動は次のとおりとする。

1. 校外指導委員会は、各地区の支部委員若干名と教職員若干名とで構成し、児童の校外生活指導等の活動にあたる。
2. レクリエーション委員会は、各地区の支部委員若干名と教職員若干名とで構成し、レクリエーションの計画、準備、運営にあたる。

第3章 本部役員選出委員会

第9条 本部役員選出委員会は、互選により委員長1名、副委員長2名を選出し、本部役員選出のあり方を検討するとともに、候補者の推薦にあたる。

第4章 支部

第10条 PTA支部の構成は次のとおりとする。

1. 畑中第1・2支部(畑中1・2丁目)
2. 畑中第3支部(畑中3丁目)
3. 和田支部(和田町)

4. 下郷支部(梅郷1・2丁目)
5. 中郷支部(梅郷3・4・5丁目)
6. 上郷支部(梅郷6丁目)
7. 柚木支部(柚木町)

第11条 支部の運営については支部毎に規定を設けることができる。

第5章 慶 弔 規 定

第12条 この会及び青梅市立第五小学校に功績があつたものは、運営委員会にて協議し、次の通り感謝状を贈る。

1. この会及び青梅市立第五小学校の功績に尽くされ、その功績大と認められる
功労者。
2. 運営委員会構成委員で1年間以上務めた、退任保護者。
3. 転退任の教職員
4. 会員以外の地域功労者

第13条 この会の会員および在籍の児童の慶弔に対し、次の各項に従い、慶弔の意を表する。

1. 会員死亡のとき 会長、支部委員長が弔問 『弔慰金・5000円』
2. 児童死亡のとき 会長、学級委員長が弔問 『弔慰金・5000円』
3. 教職員の配偶者、子が死亡のとき 『弔慰金・5000円』
4. この慶弔に対する返礼は、受けないこととする。

第14条 本規定以外の事項で、会長が必要と認めたときは、運営委員会で協議し決定する。但し、緊急の場合には、本部役員会で決定することができる。

第6章 会 費

第15条 PTA 会費の納入方法について、6月末までに別途定め口座引き落としとする。また万が一引き落としができなかった場合、別途定める期日までに現金にて学校を通じ納入するものとする。

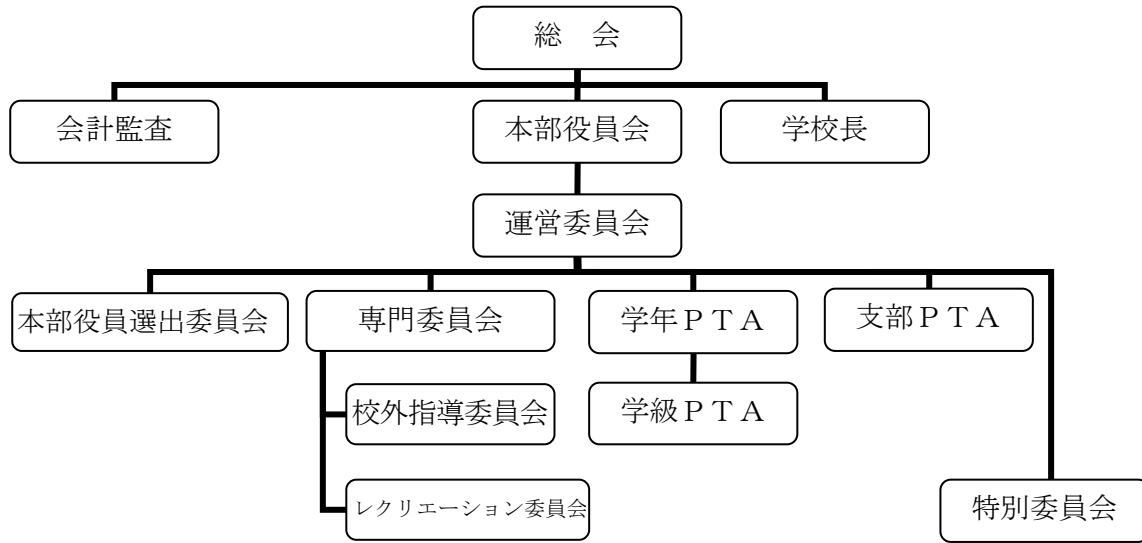
この細則は、昭和59年3月16日より施行する

- 〃 、昭和62年3月19日一部改正
- 〃 、平成元年4月20日一部改正
- 〃 、平成16年5月15日一部改定
(第5章、第13条4項を削除のため、第5項を繰り上げ第4項とする。)
- 〃 、平成17年5月14日一部改定
(第5章、第13条3項を一部改定)
- 〃 、平成20年5月10日一部改定
(第1章、第1条を一部改正。)
(第2章、第8条に追加。この改定の施行は平成21年4月1日とする。)
- 〃 、平成23年5月7日一部改正(第1章、第1条を一部改正)
- 〃 、平成25年5月11日一部改正(第1章章題および同章第1条、第5条、第7条、第5章第14条を一部改正)。ただし、第7条に定める本部役員選出委員会の名称の使用については、平成26年度の委員選出時から用いるものとし、平成25年度については、なお従前の名称を用いるものとする。

- 〃 、平成 26 年 4 月 24 日一部改正(第 1 章第 7 条一部改正、第 3 章第 9 条を追加のため、以下を繰り下げ第 4 章第 10 条、第 11 条、第 5 章第 12 条、第 6 章第 13 条、第 14 条、第 15 条とする。)
- 〃 、平成 27 年 4 月 23 日一部改正(第 7 章、第 16 条に追加)
- 〃 、平成 28 年 1 月 8 日一部改正(第 4 章、第 10 条を畑中 1 丁目・畑中 2 丁目の合併のため改正)
- 〃 、平成 30 年 3 月 1 日一部改正(第 2 章、第 8 条を一部改正)
- 〃 、平成 31 年 3 月 5 日一部改正(第 2 章、第 8 条を一部改正、第 5 章【子ども会】を削除のため、それ以下を繰り上げとする。)
- 〃 、令和 3 年 5 月 7 日一部改正(第 5 章、第 12 条を一部改正、第 1 項を追加のため、第 1 項を第 2 項に繰り下げ、順次繰り下げることとする。)

《参 考》

①組織図



②本部役員および委員

- 本部役員 会長、副会長、庶務、会計(17名以内)
本部役員は学級委員、支部委員、専門委員を兼ねることはできない。
- 運営委員 専門部委員会長(2名) 学年委員長(6名)
支部委員長(7名) 本部役員選出委員長(1名)
- 会計監査委員 支部持ち回りで3支部から1名ずつ選出(3名)
- 校外指導委員 支部委員から支部1名、教職員から若干名、支部委員を兼ねるが、学級委員、レクリエーション委員を兼ねることはできない。
- レクリエーション委員 支部委員から支部毎2名、教職員から若干名、支部委員を兼ねるが、学級委員、校外指導委員を兼ねることはできない。
- 本部役員選出委員 学級委員から学年毎1名、支部委員から支部毎1名、教職員より2名、専門委員を兼ねることはできない。

校外指導委員、レクリエーション委員、本部役員選出委員においては、委員の互選により正副委員長各1名を選出する。

- 学級委員 学級毎、互選により若干名を選出する。
学級委員の互選により、正副委員長を選出する。
- 学年委員 学級委員がなる。
学級委員長互選により、学年委員長1名、副委員長を若干名選出する。
- 支部委員 支部毎に互選により、若干名を選出する。
委員の互選により、支部委員長1名、副委員長若干名を選出する。

※ 上記、各委員においては、運営委員会の承認の基に、特例を認める。

青梅市立第五小学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という）は、青梅市立第五小学校PTA（以下「本PTA」という）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、本PTA会則第2章「目的および活動」の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本PTAは、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 この取扱方法は、本PTA委員等に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本PTAは、本PTA委員となる者および本PTA主催行事等への参加者の個人情報を取得するものとする。

2 本PTAが取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本PTAの行事運営上必要な事項で、会長が決定した事項

(利用)

第5条 本PTAが取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 本PTA会費の徴収および文書の送付等
- (2) 本PTAの会議等にかかる文書の送付等
- (3) 本PTA委員名簿の作成および委員への配布
- (4) 本PTA会員名簿、支部名簿の作成および会員への配布
- (5) 本PTA主催行事等の実施に伴う参加者名簿の作成および役員等への配布

(管理)

第6条 本PTAが取得した個人情報は、会長等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本PTAが取得した個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 本PTA、その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、運営委員会の決定を経て会長が定める。